

平河町通信

令和5年
6月1日号
第25号

発行
内外政治
研究G
代表 宮田修一

再び問う「LGBT自公案」

活動家が狙う「利権」と「反皇室」

LGBT理解増進法については、不完全ながらも維新・国民が、自・公案を修正した対案を出したことが救いでした。議員立法は与野党一致が慣例であるため、どれも審議入りせず会期末(6月21日)を迎える可能性が強まっています。法案をまとめた当の自民党幹部にも「本当はこんな法律は要らない」という声があると聞いています。だからこそ、あらためて自公案の危険性を指摘したいと思います。

自公案は女性の不安に不誠実だ

自公案には、女性用のトイレや更衣室、温泉などの女性スペースに、男性器を持った「トランスジェンダー女性」が出入りすることへの不安を解消する表記がまったくありません。さらに問題なのは、最初から暴行目的でトランスジェンダー女性を装っ

た男が入って来た場合です。不審に思っても「差別と言われたらどうしよう」という心理が我慢をさせてしまうのです。推進派は「ジェンダー女性」が事件を起こすというのは「デマだ」と言いますが、答えになっていません。

学校・自治体に強いるのが単なる「理念法」!?

そもそも、この法案は単なる「理念法」ではありません。例えば、学校教育については、第六条に「(学校の設置者は)性的指向及び性同一性の多様性に関する当該学校の児童等の理解増進に自ら努める」とあり、第十条にも「(国及び地方公共団体による)心身の発達に応じた教育及び学習の振興」という文言が書かれています。児童に過激なLGBT教育を強いられない予防線が張られていないのです。さらに、同じ第十条には、国及び地方公共団体

に対して「(学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて)民間の団体等の自発的な活動の促進その他の必要な施策を講ずるよう努める」との表記があります。活動家の団体などが公的補助を利権につなげる恐れがあるのです。

共産の志位委員長は令和元年6月に雑誌『AERA』で、「性的マイノリティの方など多様な性を持つ人びとが天皇になることも認められるべき」と語っています。活動家の究極の狙いもここにあると思うべきでしょう。

産経「世論輿論」

見直しが始まった欧米に追随すべきなのか



発刊一周年を祝して

日本大学名誉教授 百地章

「内外政治研究グループ」発行の「平河町通信」が今号で丸一年を迎えま

した。発刊にあたり私は代表の宮田修一氏から「全国の同志に対して、懸案への対処となる指針を短文でタイムリーに発信したい」と相談を受けました。そのとおり、多くのニュースの中から特に重

「核抑止力」の放棄は空想的平和主義だ

G7広島サミットは、ウクライナのゼレンスキー大統領のサプライズ参加と核問題が話題の多くを占めました。期間中、マスコミは「核なき世界」を標榜しましたが、中国が核軍拡を進めている現実も考えると違和感がありました。

5月22日付産経新聞は「(空想的平和主義を連想させるのは)『反核平和』が教条的な左翼勢力の常套句として使われてきた弊害」だと指摘し、こう断じました。「何世代も先を見据えた長期理想として『核廃絶』を掲げることと、理想実現

「防衛装備移転」の見直しを急げ

岸田首相はウクライナに「自衛隊の小型トラックなど100台規模の提供」を約束しましたが、「これだけか」の思いが残ります。日本は昭和42年に佐藤首相が「武器輸出三原則」で、国際紛争当事国などを除く地域への輸出を認めたものの、昭和51年に三木首相が全面禁止に。平成26年に、これを安倍首相が覆し「防衛装備移転三原則」に「平和貢献・日本の安全保障などに資する場合は認める」ことを入れました。それでも日本はG7で唯一、「弾薬」などを提供していません。与党内で見直しの議論が始まっていますが、これは日本有事の「相互依存」にも影響します。

要と思われる事柄を簡潔かつ的確に紹介し、しかも国民運動の視点からの鋭い行動の指針を提示してくれています。日本会議を側面から支援する頼もしい存在といえます。憲法改正や男系の皇統護持はいよいよ待ったなしです。全国の読者諸氏には、毎月2回の記事を積極的に活用し、広く友人や知人に広めていただくことを切にお願いしたいと思えます。